第四条　医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
じ。）が十点以上又はＦＩＭ総得点（同（２）ト又は同（４）ハに規定するＦＩＭの得点の合計数をいう。ワにおいて同じ。）が五十五点以下であった者の数	じ。）が十点以上又はＦＩＭ総得点（同（２）ト又は同（４）ハに規定するＦＩＭの得点の合計数をいう。ヲにおいて同じ。）が五十五点以下であった者の数
ワ・カ　（略）	ワ・カ　（略）
（略）	（略）

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の八の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の上欄に掲げる公表内容（入院患者に提供する医療の内容の項に掲げるものにあっては、医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の十三第一項及び第二項の規定により報告がなかった事項又は十件以上報告された事項に限る。）に応じ、同表の下欄に掲げる公表単位で公表するものとする。

公表内容	公表単位
医療機関機能（法第三十条の十三第一項に規定する医療機関機能をいう。以下同じ。）	
一　法第三十条の十三第一項第一号に規定する基準日における医療機関機能	病院又は診療所
二　法第三十条の十三第一項第二号に規定する基準日後医療機関機能	病院又は診療所
病床の機能（法第三十条の三第二項第六号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。）等	
三　法第三十条の十三第一項第三号に規定する基準日病床機能	（略）
四　基準日後病床機能（法第三十条の十三第一項第四号に規定する基準日後病床機能をいう。以下同じ。）	（略）
五　（略）	（略）
構造設備及び人員の配置その他必要な事項	
六　構造設備等	
イ　同一敷地内又は隣接する敷地内の施設・事業所等	
ロ　入院対応等が可能な診療科目	
ハ　手術等を実施する建物における建築時期	
ニ　建物の構造	
ホ　手術室数	
ヘ　都道府県が指定する災害拠点病院、へき地医療拠点病院、周産期母子医療センター及び小児救命救急センター・地域小児救命救急センターのいずれかである場合には、その旨	

公表内容	公表単位
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
病床の機能（法第三十条の三第二項第六号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。）等	
一　法第三十条の十三第一項第一号に規定する基準日病床機能	（略）
二　基準日後病床機能（法第三十条の十三第一項第二号に規定する基準日後病床機能をいう。以下同じ。）	（略）
二の二　（略）	（略）
構造設備及び人員の配置その他必要な事項	
（新設）	（新設）